令和7年度　事業主健診委託書

東京金属事業健康保険組合　殿

東京金属事業健康保険組合（以下「組合」という。）が、組合の被保険者を対象として実施する下記の健診において、労働安全衛生規則第44条「定期健康診断」で定める検査項目の健診を、事業主健診として組合へ委託します。

記

健診の種類 ・受診対象者	事業主健診受託料
一般予防健診＜東振協Ａ１・千代田健診センター＞ ・39歳以下の被保険者	2,900円（税込）
一般予防健診＜東振協Ａ２＞ ・39歳以下の被保険者	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の必須検査項目分
生活習慣病予防健診＜東振協Ｂ・千代田健診センター＞ ・被保険者	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
女性生活習慣病予防健診＜東振協Ｃ１＞ ・女性被保険者	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分
半日人間ドック＜千代田健診センター＞ ・35歳以上の被保険者	6,900円（税込） ※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分 （一部負担金11,000円の中に受託料を含む）

（注）対象年齢は、健診を受診する年度末の年齢とします。

「諸事項」

○本委託書の適用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、上記いずれかの健診の初回申込書提出時、又は電話予約をした際に本委託書をご提出ください。なお、この適用期間満了前までに、委託者より委託終了の意思表示がないときは,適用期間満了日の翌日から１か年順次委託の更新をさせていただきます。

○各健診において、次の未実施項目があった場合は、費用を減額して請求いたします。

・聴力 530円（一般健診の簡易法を除く）　・検尿 180円　・胸部Ｘ線 530円　・心電図 990円

・血液生化学検査［A2］ 2,380円、［B］および［C1］ 2,610円　・血液血球検査 1,010円

但し、千代田健診センターで実施する健診は、減額の対象となりませんので予めご了承ください。

○事業主健診受託料については、一定期間（年4回程度）でとりまとめて、組合から事業主へ一括して請求いたします。

又、受託料に変更があった場合は、適宜、お知らせいたします。

令和　　年　　月　　日

事業所記号　【　　】

所在地

事業所名

事業主名